

【各学校の対応】

- 学期に1回以上のアンケート調査や教育相談等の実施
- 日常の観察や生活ノートなど

いじめが疑われる情報や相談等があった場合

学校への通報 (いじめ防止対策推進法 第23条)

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

緊急会議を開催し、組織的に対応

- ・いじめの情報の迅速な共有
- ・関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- ・指導や支援の体制、対応方針の決定 等

校長、教頭、
生徒指導担当教員、
学年主任、養護教諭、
学級担任、部活動顧問
スクールカウンセラー等

設置する教育委員会への報告

(必要に応じて) 関係機関と連携
(警察、児童相談所等)

保護者との連携

いじめを受けた児童生徒又はその保護者

支援

いじめを行った児童生徒

指導

いじめを行った児童生徒の保護者

助言

継続的に

- 担任等が抱え込まず、複数の教職員で対応
- SC (心理), SSW (福祉) 等の協力を得る

【いじめの重大事態が発生した場合】

「重大事態」とは

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童等が相当の期間 (年間30日を目安) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (いじめ防止対策推進法第二十八条第一項)

設置者 (教育委員会) に発生を報告

→ 首長に発生を報告

学校又は教育委員会の附属機関で調査を実施

→ いじめを受けた児童等と保護者に情報を提供

調査結果を首長に報告

(首長が必要があると認めるときは)
首長の附属機関で、再調査を実施

→ 首長が再調査の結果を議会に報告